

総合事業通所介護重要事項説明書（吉田町）

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電 話 0548-32-0201 午前9:00～午後17:00まで
生活相談員 松浦茂美

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 片岡杉の子園総合事業通所介護の概要

(1) 運営方針

- ・ 利用者様ひとりひとりを大切にします。
- ・ 生活の場を提供し、家庭的な雰囲気の中で、サービスの利用をしていただけるように努力します。
- ・ 地域に開かれ、だれでも気軽にお越し頂けるようにします。
- ・ 利用者様の尊厳を重視します。
- ・ どの様なサービスを利用したいか、利用者様の身になって考えサービス提供を行います。

(2) 送迎できる範囲

名 称	片岡杉の子園デイサービスセンター
所 在 地	静岡県榛原郡吉田町片岡2895番地
介護保険事業所番号	2275500011
送迎サービスを提供する対象地域	吉田町、牧之原市（旧榛原町）、島田市（初倉地区）

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

(3) 職員の体制

令和7年4月現在 （兼務）

	人 員	業務内容
管理者	1（1）	事業所の運営全般の管理、監督
介護職員	5（1）	利用者の日常生活を営むうえで必要な介護
生活相談員	2（2）	相談援助、関係機関との連絡調整
看護職員	3（3）	利用者の心身の健康管理、日常生活のうえでの必要な看護
管理栄養士	(1)	栄養管理、栄養相談

(4) センターの設備等

定員	月～金曜日 20名
食堂	1室 124.4㎡
機能訓練室	1室 81.6㎡
静養室	1室
浴室	個浴層と特殊浴槽
送迎車	3台 特別養護老人ホーム共用

(5) 営業日・時間

営業日 月～金曜 (土曜・日曜、12/31～1/3は休み)

営業時間 午前8時15分～午後5時15分

サービス提供時間 午前9時10分～午後4時20分

※特別な事情のある方は、午前8時～午後17時30分までの延長も可能です。
ご相談ください。

3 提供するサービス内容

- ① 生活指導 (日常生活上の各種相談助言等)
- ② 日常動作訓練 (機能訓練、レクリエーション、音楽、製作、行事活動等)
- ③ 介護 (移動、排泄介助、見守り等)
- ④ 健康状態の管理
- ⑧ 送迎
- ⑨ 入浴 (衣類着脱の介助、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な介助)
- ⑩ 給食 (配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な介助)

4 料金

(1) 利用料金

	1割負担	2割負担	利用回数
通所型1	1798円/月	3596円/月	週1回
通所型2	3621円/月	7242円/月	週2回

- ① 食費 700円/日
- ⑤ 若年性認知症受入加算 240円/月
- ⑧ 科学的介護推進体制加算 40円/月
- ⑨ サービス提供体制強化加算 I 支援1 88円/月 支援2 176円/月
II 支援1 72円/月 支援2 144円/月
III 支援1 24円/月 支援2 48円/月

※I～IIIのいずれかを10月以降算定させていただきます

- ⑩ 介護職員等処遇改善加算II 基本料金合計の9.0%

(2) 実費

- ① 紙オムツ150円 紙パンツ150円 尿取パット50円 フラット50円
包帯 1巻400円 カットガーゼ 100円 救急絆 50円
防水フィット 200円 防水フィルム 1カット 100円
吸引チューブ1本56円

- ② 複写物の交付は、1枚につき10円
- ③ その他、趣味活動・医療的処置（ガーゼなど）等、日常生活にかかる費用等は自己負担となります。
- ④ 実費の利用 1日4500円（食費別）
- ⑤ 当日のキャンセル料
※利用日当日のお休みの連絡の場合は、キャンセル代として、700円をいただきます。

（3）利用料金の支払方法

翌月15日までに当月分の請求をいたしますので、請求書受領後4日までにお支払い下さい。

お支払方法は、以下からお選び下さい。

- ①利用者及び支払い責任者の預金口座よりの自動引き落とし
- ②焼津信用金庫吉田支店 特別養護老人ホーム片岡杉の子園の口座振込み（振込み手数料はご負担いただきます。）
- ③窓口での現金払い

5 サービスの利用方法

- （1）包括支援センターにご相談ください。当施設職員がお伺いいたします。

サービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、総合事業通所介護計画書を作成してサービスの提供を開始します。

- （2）利用契約の終了

- ①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

- ②当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。また、感染症が発生した場合、感染拡大防止のため、営業を停止する場合があります。

- ③自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または、要介護状態と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合
- ・3ヶ月以上ご利用がない場合

- ④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が閉鎖した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内にお支払いがない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・利用者や又はご家族並びにその関係者等が、当施設や当施設の従業員又は当施設の利用者等に対して、暴言暴力をした場合、その他この契約を継続しがたい行為を行なった場合は、サービスを終了させていただきます。

6 サービスの概要

① 食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに利用者の身体
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間) 12:00～13:00

② 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。

③ 排泄

- ・利用者の排泄の介助を行います。

④ レクリエーション

- ・集団的に行なわれるレクリエーション、創作活動等の機能訓練を実施します。

⑤ 送迎

- ・お住まいと当事業所間の送迎を行います。

⑥ レクリエーション・クラブ活動

- ・利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくこ
ができます。

⑦ 複写物の交付

- ・利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を
必要とする場合には交付します。

7 緊急時の対応

主治医	主治医氏名	
	連絡先	

*デイサービス利用中に急変があった場合、榛原総合病院を受診する際は、主治医の
紹介状が必要となります。

8 サービス内容に関する苦情

① 当センターご利用者苦情担当

受付担当・責任者 松浦茂美

電話 0548-32-0201

受付時間

午前9:00～午後5:00

② その他

当センター以外に、下記の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

吉田町役場 福祉課 0548-33-2106

牧之原市 介護保険室 0548-23-0076

島田市 介護保険係 0547-34-3287

静岡県社会福祉協議会 054-254-5248

国民健康保険団体連合会 054-253-5590

9 当施設の概要

名称	片岡杉の子園デイサービスセンター
法人種別	社会福祉法人杉の子
代表者役職・氏名	理事長 金杉 紀明
本部所在地	静岡県榛原郡吉田町片岡 2 8 9 5 番地
電話番号	0 5 4 8 (3 2) 0 2 0 1
施設・拠点等	1. 通所介護 2. 特別養護老人ホーム 3. 短期入所生活施設 4. 居宅介護支援センター

10 その他

- ※ 施設内での宗教の勧誘などの宗教活動、特定の政治活動、利用者ならびにご家族の営利行為は禁止させていただきます。
- ※ 騒音等他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮願います。
- ※ 利用者間での金品の授受は禁止しております。
又、職員へのやり取りも禁止しております。金品授受でのトラブルにつきましての責任は負いかねます。
- ※ 虐待が疑われるような傷等があった場合は、吉田町包括支援センターに通報する場合があります。
- ※ 当施設内における身体拘束は致しません。
- ※ その他ご不明な点は、職員にお尋ねください。

11 第三者による評価の実施状況

1、あり

実施した直近の実施日	年 月 日
実施した評価機関名称	_____
評価結果の開示状況	

2、なし